

未成年者の飲酒防止に関する宣言決議

本県における未成年者の飲酒による補導者数は、平成19年度上半期の県警少年課のまとめによると、全国1位という不名誉なものになっている。しかも、全国平均の10倍であるばかりでなく、人口1,000人あたりの補導者数7人という数値は、2位の県の1.6人をはるかに上回るものである。本市においても、去る10月9日に中学2、3年の女子生徒14人が補導されるなど、未成年者の飲酒問題については極めて憂慮すべき深刻な状況にある。

未成年者の飲酒は、身体へ悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒による生命への危険性や事件、事故の当事者となる確率が高いなど、本人のみならず、地域社会への影響は計り知れないものがある。

未成年者による飲酒が大きな社会問題となっている状況のもと、市民一人一人が立ち上がり、未成年者の飲酒防止を図るため、地域・家庭・学校・関係機関・団体等が一体となった地域ぐるみの運動を展開し、未成年者の飲酒防止に努めていく必要がある。家庭では、飲酒の害について対話を持ち、未成年者の夜間外出を抑制する等、基本的な生活習慣の確立に努め、学校では、未成年者の飲酒が心身に及ぼす影響を学習させるとともに、学校の決まりや社会のルールを守ることの大切さを指導し、地域では、「地域の子供は地域で育てる」との認識のもと、未成年者の善導に努め、さらに、酒類を販売・提供する業者は、販売時の年齢確認を徹底し、未成年者には絶対に酒類を販売・提供しないようにすることが必要である。

よって、本市議会は、未来を担う子供たちの健全育成と事件、事故等の未然防止の観点から、未成年者の飲酒問題に対し危機感を持って臨み、市をはじめとする関係機関・団体との密なる連携のもと、未成年者の飲酒を防止する社会づくりに率先して取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成19年12月17日

沖縄県宜野湾市議会